

令和3年4月1日に施行されました租税特別措置法の改正により、沖縄の特区・地域等税制においては下記のとおり一部改正がございます。内容をご確認のうえ、制度を活用される際には十分にお気をつけくださいますようお願い申し上げます。

【沖縄の特区・地域等税制における令和3年4月1日以降の改正点】

**制度全般**

①対象資産のうち「5G情報通信システム」(注1)に該当するものを「認定特定高度情報通信技術活用設備」(注2)に限定する。

(注1)「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の特定高度情報通信技術活用システム

(注2)注1における同法の認定導入計画に記載されたもので認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象となるもの

※5G関連設備を導入する事業者は、事前に国から導入計画の認定を受けた上で、国から開発供給計画の認定を受けた5G関連機器開発供給事業者から機器を購入する必要があります。ただし、国税、地方税の控除の内容はこれまでの特区・税制と同一となります。

(参考:経済産業省 URL:

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/joho/laws/5g\\_drone.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html) )

②特別償却制度における対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする。

**個別制度**

下記の①～③の制度において、対象となる業種がそれぞれ除外されます。

①産業高度化・事業革新促進地域(産業イノベーション制度)で除外される業種	②国際物流拠点産業集積地域で除外される業種	③経済金融活性化特別地区で除外される業種
こん包業	こん包業	自然科学研究所
機械設計業		法律事務所
経営コンサルタント業		特許事務所
エンジニアリング業		公認会計士事務所
商品検査業		税理士事務所
研究開発支援検査分析業		